

奈良県森林環境税について

令和 7 年 10 月 28 日
奈良県税制調査会

奈良県森林環境税は、県民税の均等割に上乗せする方法により課税されている超過課税であり、平成 18 年度より導入され、本年度で 20 年目を迎える。

導入に当たっては、「県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資する」ことを目的と定められた。

また、課税を行う期間としては、県民税の個人の均等割については、「令和 7 年度まで」のものとされ、県民税の法人の均等割については、「令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度等」のものとされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、令和 8 年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<奈良県森林環境税の評価について>

平成 18 年度の県森林環境税導入以来、施業放置林整備（強度間伐）を積極的に推進し、林地における土砂流出の抑制や森林の風雪害への耐性の向上など、森林の防災力の向上に寄与してきた。

前回の第 3 期課税期間到来時（令和 2 年度）には、前年度に導入された森林環境譲与税との棲み分けを検討し、第 4 期課税期間に向けて、施業放置林整備（強度間伐）や里山づくりなど、それまで県森林環境税を活用してきた事業を、国森林環境譲与税に移行した。一方、「施業放置林整備（混交林誘導整備）」や「奈良県フォレスター・アカデミー」など、奈良県の「新たな森林環境管理制度」の導入を受けて新たに実施する事業を、県森林環境税の使途事業に加え、国森林環境譲与税との棲み分けを行った。

この令和 3 年度より開始した「施業放置林整備（混交林誘導整備）」は、開始間もない取組のため、整備面積は令和 6 年度末時点で 227ha に留まるが、整備面積は年度を追うごとに増加傾向にある。また、「フォレスター・アカデミー」は、これまで卒業生 60 名（県外出身者 32 名）のうち、48 名が県内で就労しており、地域の森林環境管理の担い手養成に重要な役割を果たしていると評価できる。

この取組を含めた、森林環境税の活用事業は、県民アンケートにおいて約 8 割が「必要」と評価されていることから、引き続き現在の取組を継続すべきと考える。

<奈良県森林環境税の税率及び課税期間について>

奈良県では、県森林環境税の税率を、県民税均等割に上乗せする方法により、個人には年額 500 円、法人には県森林環境税課税前の均等割額の 5 %相当額としている。

これは、奈良県が導入を検討していた時点での先発県が、個人については年額 500 円であったこと、特に林野率が全国一高い高知県（先発県）においても 500 円の負担水準となっていたこと、また、法人については県内零細企業の負担水準に配慮して年額千円（法人県民税均等割最低標準税率 2 万円の 5 %相当額）としたこと等の理由から決められたものである。

その上で、収支は毎年約 4 億円弱で推移し、第 5 期に見込まれる使途事業費がその期間に見込まれる収支と同程度であること、県民アンケートにおいても現行の税率・課税期間について概ね肯定的な意見が寄せられていること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、課税期間は 5 年間とすることが適当である。

<奈良県森林環境税の使途事業について>

県森林環境税の目的である「森林環境の保全」を推進するためには、森林資源の循環が不可欠である。しかし、住宅様式の変化や人口減少に伴う住宅着工戸数の減少などにより、木材需要量は減少傾向にあり、森林資源の循環に必要な木材の利活用が進んでいないのが現状である。この状況を改善するための取組の一環として、県では県産材を使用した住宅や非住宅に助成する新たな施策を計画しており、当該施策は県森林環境税の目的に沿ったものである。

なお、県森林環境税の課税とその財源により実施する事業は、負担者の納得と信頼に基づく必要があるが、とくに都市部においてはそもそも、その根幹となる制度の認知度が高くなっている課題がある。このため、引き続き、森林環境教育などによる広報活動を充実していくべきであるが上記の県産材の利用への助成の実施も、森林環境保全と森林環境税の意義について都市部を含む県民から理解を得る有効な機会として活用すべきである。

<奈良県森林環境税の見直しについて>

事業の成果を定例的に把握するためにも、引き続き課税期間は 5 年間とし、5 年後には再び検討を行い、必要な措置を講ずることが適当であるが、さらに当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、今回同様に課税期間終了する年度より前の年度から評価・検討できる機会を設けることが適当である。